

平成 26 年度
再生可能エネルギー等導入推進基金事業
の取扱いについて

環境省総合環境政策局環境計画課
平成 27 年 3 月

(1. 基金全般について)

- 問 1 基金造成の背景について
- 問 2 GND 基金事業の実施期間について
- 問 3 都道府県・指定都市における基金造成にかかる手続について

(2. GND 基金事業の計画について)

- 問 4 GND 基金事業の事業計画書について
- 問 5 都道府県等における地球温暖化対策地方公共団体実行計画をはじめとする各種計画との関係について
- 問 6 事業実施にあたっての透明性確保について
- 問 7 GND 基金事業の成果指標について（導入した再生可能エネルギー等による発電量等）
- 問 8 二酸化炭素削減効果の算出について
- 問 9 事業計画における二酸化炭素削減効果（見込み）の正確性について
- 問 10 費用対効果の高い事業の推進について
- 問 11 当初設定した目標が達成できなかった場合の補助金の取扱いについて
- 問 12 基金の公表等について
- 問 13 基金の運用方法について
- 問 14 国庫補助事業の補助裏として充当できるか
- 問 15 実施要領の別表第 2 に記載のある「単独事業費」について
- 問 16 事業計画書の提出期限について

(3. GND 基金事業の計画変更について)

- 問 17 事業計画変更手続きの位置づけについて
- 問 18 変更手続きのタイミングについて
- 問 19 事業計画の変更が必要又は不要な場合について
- 問 20 当初設定した成果指標や成果目標を変更する場合の変更手続きについて
- 問 21 GND 基金事業を翌年度に繰越する場合の変更手続きについて
- 問 22 「中止」と「廃止」の違いについて

(4. GND 基金事業の実績について)

- 問 23 二酸化炭素削減効果の検証の適正化について

(5. GND 基金事業の内容について)

- 問 24 過年度の GND 基金事業と平成 26 年度 GND 基金事業の併用について
- 問 25 再生可能エネルギー等導入の基本的な考え方について
- 問 26 地域資源活用詳細調査事業について

- 問 27 公共施設再生可能エネルギー等導入事業・民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業において GND 基金事業の対象となるための施設等要件について
- 問 28 「再生可能エネルギー等」の例示について
- 問 29 蓄電池の導入について
- 問 30 蓄電池導入にあたっての技術的留意点について
- 問 31 再生可能エネルギー発電設備の発電容量と蓄電池の容量の関係について
- 問 32 施設の耐震性について
- 問 33 省エネ設備は GND 基金事業の対象か
- 問 34 技術開発や実証試験は GND 基金事業の対象か
- 問 35 付帯工事の範囲について
- 問 36 既存設備の撤去に係る工事費は対象か
- 問 37 再生可能エネルギー等導入に係る施設の耐震工事は対象か
- 問 38 リース契約の取扱いについて（都道府県等において自らが実施する場合）
- 問 39 新築又は増築する場合の取扱いについて
- 問 40 各年度報告時及び実績報告時における事業効果の把握について
- 問 41 再生可能エネルギーを導入した場合、再生可能エネルギーの固定価格買取制度との関係について
- 問 42 余剰電力の電力会社の系統への逆潮流（いわゆる売電）について
- 問 43 他の補助金との重複受給について
- 問 44 GND 基金事業における補助と利子補給の併用について
- 問 45 民間補助事業における消費税の取扱いについて
- 問 46 民間補助事業における利益等排除について
- 問 47 リース取引の取扱いについて（民間補助事業の場合）
- 問 48 環境省で実施している各種検討や事業について
- 問 49 LED 灯への更新にあたっての留意点について
- 問 50 自家発電機を備え付けた施設への再生可能エネルギー発電設備等の追加整備について
- 問 51 発電量を計るための計測器やデータ管理のためのパソコン等は GND 基金事業の対象か
- 問 52 電気自動車の急速充電器について
- 問 53 管理基金（売電収入の管理基金）について
- 問 54 管理基金事業について（売電収入の用途）
- 問 55 管理基金（売電収入の管理基金）を造成する必要がある自治体について
- 問 56 GND 基金に自治体の単独費を上積みした場合の設備導入について
- 問 57 地中熱ヒートポンプ導入時の補助対象範囲について
- 問 58 設計と工事の別年度実施について

- 問 59 事業個票の作成について
- 問 60 可搬式蓄電池について
- 問 61 薪ストーブ及びバイオストーブについて
- 問 62 エネファームについて
- 問 63 街路灯・道路灯について（避難所敷地内の通路への設置、避難所に繋がる広場への設置は対象外か）
- 問 64 街路灯・道路灯の災害時の機能維持について
- 問 65 高効率空調の定義について
- 問 66 太陽光発電装置を設置する際の屋上防水工事の対象範囲について
- 問 67 事業計画書等作成の際の事業番号採番について
- 問 68 蓄電池の耐震対策について
- 問 69 蓄電池の更新について（今後、太陽光パネルの耐用年数までの間に蓄電池の耐用年数が経過した場合は、その都度、自費で更新する必要があるのか。）

(改訂経緯)

○平成 26 年 6 月

制定

○平成 27 年 3 月

改訂

【1. 基金全般について】

問 1 基金造成の背景について

- 東日本大震災の被災地域の復旧・復興や、福島第一原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫への対応のため、再生可能エネルギー等の地域資源を徹底活用し、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入し、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を展開していくことが課題である。
- このため、グリーンニューディール基金制度（以下、基金名を「GND 基金」、事業名を「GND 基金事業」という。）を活用し、地域の避難所や防災拠点において、地震や台風等による大規模な災害時に必要な機能を維持するためのエネルギーを確保するため、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入（再生可能エネルギー発電設備等と一体的に導入される高効率省エネ機器（照明、空調）を含む。以下同じ。）を支援するものである。

問 2 GND 基金事業の実施期間について

- GND 基金事業の実施期間は、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間。

問 3 都道府県・指定都市における基金造成にかかる手続について

- 都道府県・政令指定都市（以下「都道府県等」という。）においては、平成 25 年度以前の GND 基金に積み増す場合、平成 21 年度 GND 基金を設置・造成した際の根拠となった基金設置条例に従うため、都道府県等により対応が異なることとなるが、条例の改正または新規に制定をする必要がある場合があるので、都道府県等内の財務部局とよく相談されたい。
- 平成 25 年度以前の GND 基金に積み増すほか、新たに造成することも交付要綱等においては、可能としている。

【2. GND 基金事業の計画について】

問 4 GND 基金事業の事業計画書について

- GND 基金事業の事業計画書は、環境省から都道府県等に補助金を交付するための前提となるものであり、都道府県等においても事業計画書（全体計画書）に記載されている成果目標や事業内容は、達成又は確実に実施していただく必要がある。
- GND 基金事業においては、個々の施設における導入計画よりも、都道府県等が設定する指標や目標の達成を重視し、GND 基金事業全体のアウトカムに着目することとしている。
そのため、事業計画書の策定にあたっては、都道府県等において現状分析を行い、自らの地域の実情にあった計画を策定するとともに、当該計画を適切に評価できる指標や目標を設定することが必要となる。
- GND 基金事業において、再生可能エネルギー等を活用して導入する発電設備や熱供給設備並びに蓄電池等の費用等については、次の事項を参考として経済的、合理的な考えにより算出する必要がある。
 - ①導入時に販売等されている設備等の現在価格を参考に、発電量又は熱供給量当たりの価格の妥当性を精査すること。
 - ②市場価格の推移を適宜把握し、価格設定の参考とすること。
 - ③設備等の性能や稼働実績を精査すること。
- 導入する再生可能エネルギー等について、単純な費用対効果のみを考えた場合、太陽光発電設備が現状において最も有利な再生可能エネルギーになる可能性があるが、GND 基金事業においては、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を推進するものであり、地域独自の再生可能エネルギー等に注目しつつ、GND 基金事業の目的を達成できるように留意されたい。

問 5 都道府県等における地球温暖化対策地方公共団体実行計画をはじめとする各種計画との関係について

- GND 基金事業の事業計画は、都道府県等における地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）をはじめとする各種の計画と連動して実施されることが望ましい。
- 地方公共団体実行計画に掲げられていなければ GND 基金事業を活用できないという趣旨ではないが、評価事項の重要な一つであり、これらの計画を実際実現するための予算として捉え、地球温暖化対策の推進に活用いただくよう、GND 基金事業の担当者は常にこれらの計画との整合性を意識されたい。

問 6 事業実施にあたっての透明性確保について

- 事業実施主体である都道府県等においては、事業計画書の作成に際して、あらかじめ成果指標や成果目標を設定し、当該成果指標等に照らして、個々の事業の採択及び目標

の達成に向けた効果的な事業を実施する必要がある。

- GND 基金事業の事業内容の透明性を確保するためには、外部有識者から構成する評価委員会等によるチェックを行うなど、事業の立案段階から実施後の評価までの一連のプロセスにおいて、効率性や透明性が適切に検証できる仕組みの構築が必要である。
- なお、状況報告書（各年度報告書）の提出に際して、都道府県等の評価委員会等の議事録（議事要旨も可）を添付することとする。

問 7 GND 基金事業の成果指標について

- GND 基金事業における成果指標として、以下に定める事業効果を把握するものとする。
 - ①導入した再生可能エネルギー等による発電量
 - ②防災拠点における再生可能エネルギーの普及率
 - ③二酸化炭素削減効果
 - ④その他、環境省が別途指定する効果
- 項目ごとに把握すべき詳細は以下のとおり
 - ①導入した再生可能エネルギー等による発電量
再生可能エネルギー発電設備による発電量のほか、蓄電池等の活用により電力需給の逼迫に貢献した電力量
 - ②防災拠点における再生可能エネルギーの普及率
自治体の防災計画等において防災拠点と位置付けられた施設等の総数に対する再生可能エネルギー等の普及率
 - ③二酸化炭素削減効果
削減された電力消費量を基にした CO2 削減効果

問 8 二酸化炭素削減効果の算出について

- GND 基金事業の把握すべき事業効果の一つである二酸化炭素削減効果について、各年度計画書等で予測効果を、状況報告等により事業効果を算出して報告を求めているが、その方法については、環境省地球環境局から発行している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（平成 24 年 7 月）」や、過年度事業において取りまとめた「地域グリーンニューディール基金事業に係る実績報告書等作成マニュアル（平成 22 年 3 月）」を参考に、二酸化炭素削減効果を算出していただきたい。
- なお、二酸化炭素削減効果の算出にかかる『CO2 排出係数』については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」の参考資料に掲載されている『CO2 排出係数（※排出係数代替値）』を使用して、二酸化炭素削減効果を算出した上で報告していただきたい。
【これまでの GND 基金事業においては、地域ごとに実情にあったデータを活用できる場合、当該データ（最新のデータ）を使用して算定しても差し支えないこととしていたが、事業全体で二酸化炭素削減効果を評価した場合、用いる基礎的な係数やデータの不確実

性の程度等には必ずしも統一性がなく、整合性がとれていないという問題があったことから、データの統一化を図ることとした。】

問9 事業計画における二酸化炭素削減効果（見込み）の正確性について

- GND 基金事業の成果指標である二酸化炭素削減効果（見込み）については、本基金事業の目的の達成状況を確認する上で、重要な指標であることから、適切に算定し、事業計画に記載する必要がある。
- このことから、算定した二酸化炭素削減効果（見込み）については、その根拠資料を合わせて整理することとする。なお、間接補助先の市区町村等で二酸化炭素削減効果（見込み）を算定している場合は、当該市区町村等から根拠資料の提出を求め、その内容を確認するなど、より厳格に審査した上で計画書に記載することとする。
- 特に、太陽光以外の再生可能エネルギー及び自然由来の未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供給設備等については、効果発現の前提条件（※）となる事実関係に係る基礎的な調査を十分に行った上で二酸化炭素削減効果（見込み）を算定する必要がある。

※例えば、木質バイオマスボイラーを導入する場合、燃料に使用する木質チップの含水率による燃焼効率を考慮する。

※下線については、平成 27 年度以降の各年度計画書で記載する事業（平成 27 年度から開始する事業）から適用する。

問10 費用対効果の高い事業の推進について

- 都道府県等においては、事業の費用対効果を向上させるため、二酸化炭素排出削減に関する費用対効果についても審査するものとし、そのことを交付要綱等に明記するとともに、事業間で当該費用対効果に開きが生じている場合にはその原因を分析した上で、本事業の目的を踏まえつつ、事業の採択や見直しを行うものとする。

※本事項については、平成 27 年度より適用する。

問11 当初設定した目標が達成できなかった場合の補助金の取扱いについて

- 事業計画書で記載する成果指標や成果目標は、環境省から基金を造成するための補助金を交付する前提となるものであり、事業の実施期間中、都道府県等においては不断の点検を行い、成果目標を達成することが求められる。
- 成果目標の達成が困難となる要因としては、景気の動向等、外的要因も想定されることから、成果目標の不達成という事由のみをもって補助金の返還を求めることは想定していないが、都道府県等においては、年度ごと、事業の進捗等に鑑み、成果目標の達成

状況を確認し、必要に応じて次年度以降の事業計画を見直すなど、継続的に点検を行う必要がある。

- これらの確認や点検を経ることなく、成果目標が不達成となった場合には、環境省は実施要領の各規定に基づき、成果目標を達成できるよう当初の事業計画書に適合するよう措置を命ずることとなる。

問 12 GND 基金の公表等について

- 都道府県等における基金の基本的事項については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 26 年 10 月 22 日付け平成 26 年政令第 341 号）及び「基金造成費補助金等の活用に関する指針について」（平成 26 年 10 月 22 日付け財計第 2534 号）に基づき、公表を求めるものであり、公表すべき基本的事項として以下の事項が掲げられている。

【公表すべき基本的事項】

基金の名称、基金の額、基金のうち国費相当額、基金事業等の概要のほか、基金事業等を終了する時期、基金事業の目標、基金を財源とした給付対象事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制といった各省庁の長が基金事業等の目的及び内容に応じて定める事項。

- 上記の改正政令等を踏まえ、交付要綱第 9 条第 4 項第 1 号においては、基金造成後、実施期限までの毎年度末及び事業完了後に報告書等の内容を公表することとしている。なお、公表時期等については、別途環境省から指示することから、指示に従って都道府県等のホームページ等に掲載されたい。
- また、環境省においても、都道府県等から提出のあった報告書等を環境省ホームページで公表することとしている。

問 13 GND 基金の運用方法について

- 基金の運用方法は、実施要領第 5 の 2 に規定しているとおり、以下のいずれかの運用方法に限る。
 - ①国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
 - ②金融機関への預金
 - ③信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る）
- ただし、いわゆる繰替運用については、他の基金等との経理区分が明確となるよう管理する場合は行うことが可能である。

問 14 国庫補助事業の補助裏として充当できるか

- GND 基金は、国庫補助事業の補助裏としては充当できない。

- 「補助裏」とは、補助金適化法施行令第 3 条第 2 項第 3 号でいう「補助事業等の経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分」のことを一般的に補助裏ないし裏負担と称している。ここで言う補助裏とは、例えば、国・地方の負担割合が 1/2 ずつの国庫補助制度があった場合に、地方負担分 1/2 を GND 基金で充当することはできない、という趣旨である。

問 15 実施要領の別表第 2 に記載のある「単独事業費」について

- 単独事業費とは、例えば、GND 基金のほかに自治体の単独費を上乗せして実施する場合は、総事業費 1 億円のうち、自治体の単独費の部分が 1 千万円ある場合は、1 千万円分について「単独事業費」として控除した額を GND 基金事業の対象経費とする、という趣旨である。

問 16 事業計画書等の提出期限について

- 個々の事業計画書等に係る提出期限は以下のとおり。
 - ①全体計画書（実施要領第 5 の 5 (1) ①）
補助金の交付申請時。
 - ②各年度計画書（実施要領第 5 の 5 (1) ②）
各年度の開始前（3 月 31 日）まで。
ただし、平成 26 年度にあつては、基金造成後から GND 基金事業の実施前まで。
※GND 基金事業の実施にあたり、議会の議決を必要とする場合は、議会の議決後速やかに。
 - ③変更計画書（実施要領第 5 の 5 (1) ③）
各年度計画書に掲げる個別の事業（以下、「個別事業」という。）の変更など各年度計画書で計画した内容を変更する際に、変更後事業の着手前まで。
 - ④状況報告書（各年度報告書）（実施要領第 5 の 5 (2) ②）
当該年度末の翌々月 20 日（5 月 20 日）まで。
 - ⑤状況報告書（随時報告書）（実施要領第 5 の 5 (2) ③）
指定された期日まで。
 - ⑥状況報告書（各年度報告書）（実施要領第 5 の 5 (2) ④） ※事業終了後
GND 基金事業終了翌年度以降の 5 年間、当該年度末の翌月 30 日（4 月 30 日）まで。
 - ⑦管理基金事業状況報告書（実施要領第 5 の 5 (2) ⑤）
管理基金造成年度以降、当該年度末の翌々月 20 日（5 月 20 日）まで。
 - ⑧基金事業中止（廃止）承認申請書（実施要領第 5 の 7）
各年度計画書で計画された全ての GND 基金事業を中止（廃止）する際に随時。
 - ⑨実績報告書（実施要領第 8）
GND 基金事業が全て終了したとき又は GND 基金事業の実施期限を経過したとき（ただ

し、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間の末日) から1か月以内。

- 過去の GND 基金事業においては、手続きに不備があった都道府県等も見受けられたことから、都道府県等の GND 基金担当者は、都道府県等内部の執行担当部局等と連携を密にし、手続き漏れのないよう留意されたい。

【3. GND 基金事業の計画変更について】

問 17 事業計画変更手続きの位置づけについて

- 実施要領第 5 の 5 (1) ③において、事業計画変更（年度別計画書の変更をいう。以下同じ。）に係る手続きの規定を設けているが、本号においては、「・・・総合環境政策局長に提出し、その確認を受けるものとする」と規定しており、環境省においては、都道府県等から提出された事業計画変更書について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付要綱及び実施要領（以下「実施要領等」という。）に定める事項に反していないかどうかの確認を行っている。
- 事業計画変更手続きについては、環境省は確認行為にとどまるものであり、協議事項ではないことから、事業計画変更について承認又は不承認の通知は行わない。ただし、実施要領等に定める事項に反していると判断される事業計画の変更である場合には、個別具体的に内容の確認等を行い、実施要領第 5 の 9 の各項の規定に基づき、当該変更の見直し等を求めることとなる。
- なお、実施要領第 5 の 7 における GND 基金事業の一部の中止又は廃止に伴う事業計画変更については、中止又は廃止の理由等を審査した上で、確認した旨の通知を行うものである。

問 18 変更手続きのタイミングについて

- 実施要領第 5 の 5 (1) ③において、「あらかじめ再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画変更書を作成し・・・」と規定している。ここで言う「あらかじめ」とは、変更後の GND 基金事業の着手前を指す。環境省において、事業計画変更書の確認事務があることから、事業計画変更書の提出にあたっては、時間的な余裕（概ね 2 週間程度を目安）をもって提出されたい。

問 19 事業計画の変更が必要又は不要な場合について

- 変更手続きが必要な場合又は不要な場合を例示すると以下のとおり。手続きの有無について、疑義を生じた場合には環境省に問い合わせ願いたい。
- なお、変更手続きを要するものは「事業計画書/各年度計画書」（実施要領第 5 の 5 (1) ②）について変更が生じた場合であり、補助金交付申請時に提出をいただく事業計画書（全体計画書（実施要領第 5 の 5 (1) ①））ではない。

（変更手続きが必要な場合）

- ①各年度計画書で掲げている、個別事業相互間における事業費の 2 割を超える流用である場合

②各年度計画書で掲げている、個別事業を中止・廃止する場合

※変更計画書の提出の際には、以下の内容を記載した資料（様式自由）を添付する。

- ・中止又は廃止する事業の事業番号及び名称
- ・中止又は廃止の理由（具体的に）
- ・中止又は廃止後の措置

③新規に個別事業を立ち上げる場合

④各年度計画書で掲げている個別事業内容のうち、事業費の増減が2割に留まるものの、
施工数量や事業内容が大幅に変わる場合

(変更手続きが不要な場合)

- ①各年度計画書で掲げている、個別事業相互間における事業費の2割以内の流用である場合
- ②各年度計画書で掲げている個別事業の内容のうち、施工数量等が軽微に変更される場合
- ③民間補助事業において、実施要領等の範囲で補助内容を変更する場合
- ④実施要領の別表第4に掲げられている経費区分を変更する場合

問 20 当初設定した成果指標や成果目標を変更する場合の変更手続きについて

- 全体計画書で設定した実施要領に定めた成果指標以外の成果指標（以下「独自の成果指標」という）や、実施要領に定めた成果指標に基づく成果目標及び独自の成果指標に基づく成果目標を変更することは、GND 基金事業の趣旨・目的に鑑みると望ましくない。
（※実施要領に定めた成果指標については削除することはできない。）
- 一方で、毎年度の GND 基金事業の執行にあたって、事情の変化により、事業内容が変更されることも想定され、成果指標や成果目標を変更せざるを得ないことも想定される。そこで、成果指標や成果目標を変更する場合における事業計画変更手続きについては、以下のとおりとする。
 - ①独自の成果指標を変更（削除・追加）する場合
全体計画書で設定した独自の成果指標を変更する場合には、変更するに至った要因（当初設定した際の設定理由やどのような事情の変化があったのか等）を詳細に分析の上、当該変更が妥当だと判断できるような理由を変更理由として提示すること。
 - ②成果目標を変更する場合
実施要領に定めた成果指標に基づく成果目標及び独自の成果指標に基づく成果目標を変更する場合には、変更するに至った要因（当初設定した際の設定理由やどのような事情の変化があったのか等）を詳細に分析の上、当該変更が妥当だと判断できるような理由を変更理由として提示すること。
特に、成果目標を下方修正することは、基金造成のために交付した補助金の妥当性

とも関係してくることから、第一には、当初設定した成果目標を達成するために事業内容等の再検討をすることが求められる。それでもなお、事情の変化により、成果目標を変更せざるを得なくなった場合には、その要因を詳細に分析の上、環境省に相談されたい。

(「問 11 当初設定した目標が達成できなかった場合の補助金の取扱いについて」を参照。)

問 21 GND 基金事業を翌年度に繰越する場合の変更手続きについて

- 各年度計画書に掲げる個別事業について、都道府県等の財務規則等に基づき、翌年度に繰越して執行する場合、事業計画変更書の提出は不要である。GND 基金事業の繰越に係る報告については、翌年度の事業計画書（各年度計画書（実施要領第 5 の 5 (1) ②)）や状況報告書（実施要領第 5 の 5 (2) ②) に、当該事業が繰越した旨を反映されたい。ただし、平成 28 年度末を期限として実施するものであり、平成 28 年度から平成 29 年度へ実施期限を延長することはできない。

問 22 「中止」と「廃止」の違いについて

- 「中止」とは、GND 基金事業について、計画の見直し等により、一旦執行を取りやめること（中止は、事業そのものは廃止されず、中止条件を解除することによって、引き続き執行されることがあり得る。）。
- 「廃止」とは、GND 基金事業について、事業そのものの執行を取りやめること。

【4. GND 基金事業の実績について】

問 23 二酸化炭素削減効果の検証の適正化について

- GND 基金事業は、地球温暖化対策も目的としていることから、事業を実施することにより、二酸化炭素削減が確実に行われることが期待されているため、事業終了後における二酸化炭素削減効果の実績データについては、その正確性を厳格に確認し、効果を検証する必要がある。
- このため、事業実施期限終了後5年間における状況報告書（実施要領第5の5(2)④）の提出に際しては、全ての個別事業について二酸化炭素削減効果の実績（実測）データに係る根拠資料も合わせて提出を求めるものとする。
- 都道府県等においては、状況報告書（実施要領第5の5(2)④）への二酸化炭素削減効果の記載に当たっては、実績（実測）データを十分に検証した上で記載されたい。
- なお、実績報告書（実施要領第8）の提出においては、実測データではなく、導入した発電設備等に基づき、最新の排出係数等を使用して二酸化炭素削減効果（t-CO₂/年）を算出するとともに、全ての個別事業毎に算出内容を整理（記載）した資料を添付するものとする。

【5. GND 基金事業の内容について】

問 24 過年度の GND 基金事業と平成 26 年度 GND 基金事業の併用について

- 同一拠点において過年度の基金を併用して設備を導入した場合、事業効果の算出が困難となる。また、執行管理が適切に行われない恐れがあることから、同一拠点の整備に際して、原則として過年度の基金との併用は認めないこととする。
- 併用する必要がある場合は、事前に環境省に相談されたい。

問 25 再生可能エネルギー等導入の基本的な考え方について

- GND 基金事業の事業趣旨は、地域の防災拠点となり得る施設や地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設等において、再生可能エネルギー等の導入を推進するものであり、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際に、当該施設において必要とされる最低限の機能を維持することを目的とする。
- 従って、通常時に、その施設において使用する電力量の全てを再生可能エネルギーで代替することを目的としているものではない。そのため、個々の施設において非常時に維持することが求められる機能に鑑み、目安としては電力復旧までに 2～3 日程度を要する事を想定して適切な導入量を検討されたい。
- また、地域における防災拠点として、どの程度の地域をカバーできるか等、面的な広がりにもご留意いただき、都道府県等の防災計画等との齟齬が発生しないように十分留意されたい。

問 26 地域資源活用詳細調査事業について

- 都道府県等が自ら実施する事業で、「公共施設再生可能エネルギー等導入事業」「民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業」「風力・地熱発電事業等導入支援事業」を実施するために必要な事業の調査や調整に附帯して必要な都道府県等の事務費（旅費・謝金・賃金等）を対象とする。
- また、GND 基金事業を評価するために外部有識者で構成する委員会の開催に要する経費等も対象に含まれる。

問 27 公共施設再生可能エネルギー等導入事業・民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業において GND 基金事業の対象となるための施設等要件について

<公共施設>

- GND 基金事業で対象となる公共施設の要件としては、以下の条件全てを満たす施設であることが求められる。
 - ① 申請する地方公共団体が不動産登記法、公有財産規則等法令に則り所有権を有している公共施設等

②地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設

- こういった要件を満たすと想定される公共施設等を例示すると、以下のとおりである。
①社会福祉施設、②庁舎、③県民会館・公民館、④体育館、⑤診療施設、⑥警察本部・警察署等、⑦消防本部・消防署等、⑧下水道施設、⑨上水道施設、⑩清掃工場、⑪学校、⑫公園が挙げられる。

<民間施設>

- GND 基金事業で対象となる民間施設の要件としては、以下の条件全てを満たすことが求められる。

①民間事業者が所有又は管理する民間施設

②地域住民をはじめとした不特定多数の人が利用するなど、災害時において地域の防災拠点となり得る施設や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設

※平成 21 年度の GND 基金事業のように、幅広く民間事業者（個人住宅、一般の事業所は対象外）を対象とすることは想定していない。

- こういった要件を満たすと想定される民間施設等を例示すると、以下のとおりである。
①医療施設、②公共交通機関の施設（後述のとおり駅舎を除く）、③学校、④宿泊等施設（ただし、災害時等に避難所等になり得るものに限る。⑤、⑥も同様。）、⑤コンビニエンスストア、⑥福祉避難所が挙げられる。
- 博物館・動物園・水族館等は、「地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設」として位置付けられる場合には対象として差し支えない。ただし、どのような理由によりその施設が防災拠点や都市機能を維持する上で必要とされるのか等について、事業実施者である都道府県等において詳細かつ具体的に整理をしていただき、対外的に説明ができるようにする必要がある。

<共通>

- 上記の事例は例示であるので、例示に掲げている施設及びそれ以外については都道府県等内で十分検討の上、判断に迷うものがあれば、随時、環境省に相談されたい。
ただし、地域の防災拠点や災害時等、地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持するという観点を鑑み具体的に相談願いたい。
- 駅舎については当省の別事業において対象としており、GND 基金事業においては対象外となるので留意されたい。
- いわゆる公営企業会計で運営されている施設については、事業メニューの「公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業」を適用し、補助率については 10/10 とされたい。

問 28 「再生可能エネルギー等」の例示について

- GND 基金事業で対象とする再生可能エネルギーを例示すると、以下のとおりである。

- ①太陽光、②風力、③小水力、④地中熱、⑤廃熱や地熱、⑥バイオマス、⑦その他（太陽熱、雪氷熱等）
- 再生可能エネルギーに付帯するものとして、⑧街路灯・道路灯（ただし、再生可能エネルギーや蓄電池を併設したLED街路灯や調光機能を有するLED街路灯に限る）、⑨屋内高所照明（点灯時に大きな電圧が必要な水銀灯をLED灯等長寿命の照明に更新する場合に限る。なお、GND基金事業によって再生可能エネルギー等を導入し、そのエネルギーを効率的に活用するために設置するものであること。）、⑩高効率照明・高効率空調（GND基金事業によって再生可能エネルギー等を導入し、そのエネルギーを効率的に活用するために同施設内へ設置する場合に限る。）、⑪蓄電池、⑫その他（燃料電池等）が挙げられる。
- 上記の事例は例示であるので、例示に掲げている設備及びそれ以外については都道府県等内で十分検討の上、判断に迷うものがあれば、随時、環境省に相談されたい。

問 29 蓄電池の導入について

- 災害時等において電力会社からの電力供給が遮断された際に、施設等において必要とされる最低限の機能を維持するために必要な設備としては、再生可能エネルギー発電設備とともに蓄電池も有効であるため、原則、蓄電池の導入が必要となる。
- ただし、以下の条件を満たす場合においては、蓄電池の導入を必須とせず、GND基金事業の目的に沿った事業が実施出来ると考えられる。
 1. 太陽光発電設備の場合、以下の条件を全て満たすこと
 - ①太陽光発電の発電能力が低下する日中の曇天、雨天時並びに災害等により商用電力系統からの電力が遮断された時に機能等を維持するためのエネルギーを確保できる非常用発電設備によるバックアップが備えられていること。
 2. 太陽光発電設備以外の場合、以下の条件を全て満たすこと
 - ①昼夜を含め、施設等の機能を確保するために必要な安定した発電量が再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）から得られること。
例）小水力、地中熱、廃熱等
 - ②非常用発電設備によるバックアップが備えられており、数日間程度の電力供給が途絶えても機能しうること。
- また、すでに再生可能エネルギー発電設備が導入されている施設等において、蓄電池のみを導入することもGND基金事業の対象となる。

問 30 蓄電池導入にあたっての技術的留意点について

- 蓄電池導入にあたって、災害時に商用電力系統からの電気が遮断された場合にも必要な機能を確保するため、蓄電池の導入を原則必須としているが、その機器選定等にあたっては以下の点を参考に検討されたい。

- 蓄電池は充放電システムの違いにより以下の2種類に分類される。

- ① スタンド・アロン型（別紙図1・図2）

スタンド・アロン型は、商用電力系統からの電力で充電し、蓄電池に内蔵されたコンセントに電気器具のプラグを差し込むことで電力供給するシステムである。一方、太陽光発電システムからの充電や、電気配線への電力供給が不可能である。このため、災害時等においては蓄電池に充電された電気を使い切った後は、商用電力系統が回復まで充電することができず、また、照明器具等差し込みプラグのない機器に電力を供給できない。

環境省としては、災害時に必要な電力を確実に確保する観点から、スタンド・アロン型の蓄電池の設置は推奨していない。

- ② 太陽光発電連系型（別紙図3・図4）

太陽光発電連系型は、商用電力系統と太陽光発電システムのいずれからも充電できる。具体的には、本型ではない場合、商用電力系統からの電力供給が遮断された際には、太陽光発電システムはパワーコンディショナの機能により自動的に発電を停止するが、太陽光発電連系型では蓄電池と一体的にパワーコンディショナが組み込まれているため、太陽光発電システムの発電は停止せず、電力が自動的に蓄電池に蓄えられる。また、機器への電力供給もコンセントを介してではなく、分電盤並びに電気配線を通して災害時に稼働が必要な機器に配電する機能を確保できる。このため、差し込みプラグ等を使用しない照明器具等への電力供給も可能である。なお、本型の場合、太陽光発電システムに附帯しているパワーコンディショナは不要である。

- GND基金事業の事業趣旨を踏まえ、上記で示した内容を参考に、災害時にも必要な電力と機能を確実に確保できる蓄電池を選定するよう留意されたい。

問31 再生可能エネルギー発電設備の発電容量と蓄電池の容量の関係について

- 各施設によって非常時に求められる機能が異なることから導入規模を定量的にお示しはできないが、災害時等、電力供給が遮断された際に最低限必要な電力がどれくらいなのかを、施設の規模、収容人数、設備等を勘案し、環境部局が、イニシアティブを持って関係者と連携した上で判断されたい。
- また、再生可能エネルギー発電設備の発電容量と蓄電池の容量については、不釣合のないよう留意されたい。

問32 施設の耐震性について

- GND基金事業の設備導入の対象とする施設は、耐震性を有する他、防災拠点としての安全性を導入の際に既に確保できている施設でなければならない。例えば耐震性については、消防庁において「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」を実施してい

るが、当該調査において耐震性を有するものとしては、

- ①昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認を得て建築された建築物
- ②昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物
- ③耐震改修整備を実施した建築物

とされているので参考とされたい。

なお、再生可能エネルギー発電設備等の導入後も耐震性が確保されている必要がある。

問 33 省エネ設備は GND 基金事業の対象か

- 省エネルギー設備の導入の推進についても重要な取組のひとつではあるが、GND 基金事業では、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入を進めるという観点から、再生可能エネルギー発電設備等の導入の推進を主目的としている。
- よって、再生可能エネルギー発電設備等の導入が前提条件として、その電力を効率的に活用するという場合に限り、高効率省エネ機器の設置を認めるものである。

問 34 技術開発や実証試験は GND 基金事業の対象か

- GND 基金事業は、広く普及している技術を用いて再生可能エネルギー等の導入を推進することを想定しているため、技術開発に類する事業、専ら技術や事業性の効果検証を目的とする実証試験は対象外である。

問 35 付帯工事の範囲について

- GND 基金事業は再生可能エネルギー発電等の設置導入を主としているため、付帯工事は必要最小限の範囲のみを事業対象としている。

実施要領の別表第 4 に掲げる付帯工事費については、本体工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限の範囲であれば、GND 基金事業の対象として差し支えないが、設備の導入に際して、設置場所などの地域の実情により発生する付帯工事については、地方の負担について都道府県等内で十分に検討のうえ実施されたい。

なお、判断に迷うものがあれば、個別具体的に相談されたい。

- 過去の事例を例示として紹介する。
 - ・蓄電池を屋外に設置する際の暴風雪用設備（フェンス、キュービクル等）については対象か。
→暴風雪用設備が無いことによって、GND 基金事業の目的を達成できない等、導入にあたって直接必要なものであり、かつ必要最小限の範囲のものであれば、対象となり得る。よって、小屋等の施設に当たる物は対象外とする。
 - ・太陽光発電設備の設置に係る屋上等の防水シート工事については、問 67 を参照。

問 36 既存設備の撤去に係る工事費は対象か

- GND 基金事業で導入する設備は、既存設備の更新を目的とするものではないことから、既存設備の撤去にかかる工事費は対象外である。
- 一方で、再生可能エネルギー発電設備等の設置にあたって直接必要な整地等に係る必要経費は、実施要領の別表第 4 に掲げる共通仮設費や付帯工事費に含まれる。

問 37 再生可能エネルギー等導入に係る施設の耐震工事は対象か

- GND 基金事業の設備導入の対象とする施設は、耐震性を有する他、防災拠点としての安全性を導入の際に既に確保できている施設でなければならない。したがって、再生可能エネルギー発電設備等を設置する場合は、設置後においても十分な耐震性を有する施設への設置が前提条件となるため、耐震工事については GND 基金事業の対象外である。

問 38 リース契約の取扱いについて（都道府県等において自らが実施する場合）

- 公共施設再生可能エネルギー等導入事業において、その設備の導入にあたって、リース契約を活用する場合が想定される。
- その経費の支払はリース期間に応じたものとなるが、GND 基金で対象となる範囲は平成 28 年度末までに支払う部分であり、平成 29 年度以降の経費は対象外となるので留意されたい。また、あらかじめ一定額をまとめて支払う場合（リース料の前払）においても、平成 29 年度以降の経費については GND 基金の対象外となる。

※民間補助事業の場合のリース契約の取扱いは、問 47 を参照。

問 39 新築又は増築する場合の取扱いについて

- 新設又は増築する施設に、再生可能エネルギー等を導入することは対象として差し支えない。
ただし、あくまでも再生可能エネルギー等の設備導入に係る部分のみが対象となるものであって、設計費等の本体工事と契約上等で区分できない場合であっても按分して区分する必要がある。

問 40 各年度報告時及び実績報告時における事業効果の把握について

- 再生可能エネルギー等導入推進基金事業状況報告書（各年度報告書の様式第 4 号）における各年度の事業効果の把握については、各年度計画書に記載された成果指標や成果目標について、当該成果目標が達成されていることを確認できるよう実施されたい。
また、GND 基金事業実施中は、実施要領第 5 の 5 (2) ⑥に基づく中間報告会において、GND 基金事業の進捗状況等について報告することとなっており、その際にも事業効果が報告できるよう、随時事業成果の把握に努められたい。

- GND 基金事業終了後の再生可能エネルギー等導入推進基金事業実績報告書(様式第9号)における事業効果の把握についても、事業計画書(全体計画書)に記載された成果指標や成果目標について、当該成果目標が達成されていることを適切に確認できるよう実施されたい。

問 41 再生可能エネルギーを導入した場合、再生可能エネルギーの固定価格買取制度との関係について

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度(以下「FIT」という。)は、太陽光や風力など再生可能エネルギーによって発電した電力を、電力会社に、一定期間、一定の価格で買い取るよう義務づけ、これにより再生可能エネルギーの導入拡大を進める制度である。
- FITの対象となった場合、電力事業者を通じて国民にその価格が転嫁された形で、発電した電力は電気事業者によって一定の価格で買い取りがなされ、再生可能エネルギーを導入した者にはいわば国民の負担によって一定の政策的支援がなされることとなるため、国民の税金を原資とする GND 基金から補助金をいわば二重に受給することはできない(利子補給による場合は可)。

問 42 余剰電力の電力会社の系統への逆潮流(いわゆる売電)について

- GND 基金事業で導入する再生可能エネルギー発電設備により発電された電力は、専ら自家消費によることとしているが、行政機関の休日等、一定程度の余剰電力が発生することが見込まれ、これら余剰電力については、電力会社の系統へ連携することにより、逆潮流すること(いわゆる売電すること)が可能となる。
- ただし、GND 基金事業を活用した場合においては、FITを活用して売電することはできない。売電する場合は、電気事業者との個別契約において価格等を決定し、売電することとする。
- なお、地方公共団体(対象範囲は問 57 を参照。)が余剰電力を売電する場合は、当該売電収入を管理する基金等を設置して管理しなければならない。また、その売電収入は GND 基金事業で導入した設備の維持管理・更新のため以外の費用に充てることはできない。

問 43 他の補助金との重複受給について

- 実施要領の別表第2の GND 基金事業に要する経費において、「総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に・・・を乗じて得た額」と規定しており、他の補助金の給付を受けた場合には、「寄付金その他の収入」に該当するため、当該金額を総事業費から控除して、補助金所要額を算出することとなる。
- ただし、他の補助金が、その制度上、他の国庫補助金との重複受給を禁止している場合については、当該他の補助金の規定により、重複受給することはできない。

問 44 GND 基金事業における補助と利子補給の併用について

- 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業において、民間事業者に対して補助金を交付した場合、補助事業の経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（いわゆる補助裏）は補助事業者自らが資金を調達する必要がある。
- 当該補助裏について、補助事業者が金融機関からの借り入れによって資金調達をする場合が想定されるが、このような場合、GND 基金で実施される利子補給制度との併用はできない。

問 45 民間補助事業における消費税の取扱いについて

- 補助事業の事業主体が、補助事業を実施する過程において消費税法に規定する課税仕入れを行うときには、仕入れ先に対し消費税相当額を含む支払を行うが、事業主体の性格等によっては、確定申告の際に当該消費税相当額を仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税納付額から控除できる場合がある。
- GND 基金事業において、民間補助事業を実施する場合、民間補助事業における消費税相当額が仕入税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定については、都道府県等における他の補助金制度と同じく適切に処理されたい。
- 平成 21 年度の GND 基金事業において、消費税仕入控除税額にかかる処理が適切ではない事例が散見されたため、特に注意されたい。

問 46 民間補助事業における利益等排除について

- 民間への補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者（補助金の交付を受ける者）の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくない。そのため、民間補助事業において、下記に該当する事例については、利益等排除の方法に従い、適切な補助金交付となるように留意されたい。

（1）利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の①～③の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む）は、利益等排除の対象となる。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社である。

- ①補助事業者自身
- ②100%同一の資本に属するグループ企業
- ③補助事業者の関係会社（②を除く）

（2）利益等排除の方法

①補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の「製造原価」をいう。

②100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

③補助事業者の関係会社（②を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

※「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明する資料を取り寄せるなど、確認を行うこと。

問 47 リース取引の取扱いについて（民間補助事業の場合）

○ 都道府県等が『民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業』において、補助事業を実施する場合、補助事業者が設備を導入する際に、購入による導入ではなく、リース取引による導入をする場合がある。

○ リース取引による導入を補助対象とするかどうかは、一義的には、都道府県等の財務規則や補助金交付規則等によることとなるが、補助対象とする場合には以下の点にご留意いただきたい。

①リース料から補助金相当分が減額されていることを証明する書類を添付させるなど、リース料が補助金交付額を踏まえた適正な価格であることを確認すること。

②リース契約は、導入設備を法定耐用年数の間、使用することを前提としたものであること（リース契約の期間は、法定耐用年数よりも短く設定される場合もあるが、財産処分の制限期間は法定耐用年数であるため、法定耐用年数の間は財産処分制限の適用がかかる）。

※都道府県等において自ら実施する場合のリース契約の取扱いは、問 38 を参照。

問 48 環境省で実施している各種検討や事業について

○ 総合環境政策局環境計画課や地球環境局地球温暖化対策課などでは、GND 基金事業のほ

かにも、再生可能エネルギー等を活用した様々な地域づくり事業や検討を実施している。これらの事業の中には、GND 基金事業においても活用できる成果も含まれることから積極的に活用されたい。

- (参考) 環境省ホームページ 地方公共団体・事業者向け支援事業
(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html)

問 49 LED 灯への更新にあたっての留意点について

- 電気用品安全法では、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的に、政令で定める電気用品について省令で技術基準を定めている。規制対象となっている電気用品の製造事業者等は、電気用品を国が定める技術基準に適合させること及び販売時には技術基準への適合を示す「PSEマーク」を表示することが義務付けられているが、平成 24 年 7 月 1 日より、「エル・イー・ディー・ランプ」及び「エル・イー・ディー・電灯器具」の一部が規制対象として追加されているので注意されたい。
- 屋内高所照明、道路灯・街路灯や高効率照明の LED 灯への更新にあたっては、電気用品安全法の基準に留意し、光源（いわゆるランプ部分）のみ交換は GND 基金事業の対象外であるため灯具一式の更新を行うことが必要である。
- 高効率照明として想定しているのは LED 灯であるが、既存の水銀灯よりも高効率な他の照明器具（冷陰極灯、無電極灯、等）への更新も、基金の対象となりえる。

問 50 自家発電機を備え付けた施設への再生可能エネルギー発電設備等の追加整備について

- 自家発電機を備え付けた施設であっても、再生可能エネルギー発電設備と蓄電池を併せて導入するというのであれば、必ずしも導入不可というわけではない。
- 施設規模等から重要度が高い場合や、既設の発電機器の更新時期が間近である等、合理的な理由があれば対象施設として認められる。
- ただし、同程度の重要度の施設があれば、発電機器が無い施設を優先されたい。

問 51 発電量を計るための計測器やデータ管理のためのパソコン等は GND 基金事業の対象か

- 発電量等の事業効果を把握するための計測器については対象となる。また、システム運転状態の監視、性能評価のためのデータを収集・加工できる機器も対象とする。
なお、パソコンを対象としている訳ではないので、パソコン単体の導入やパソコンをシステムに接続するための材料費、工事費等は対象外とする。ただし、データ管理するためのソフトウェアの購入（※ソフトウェアの開発は除く。）は対象とする。

問 52 電気自動車の急速充電器について

- GND 基金事業の対象外である。

問 53 管理基金（売電収入の管理基金）について

- 実施要領第 5 の 1 (2) において売電収入を管理するために管理基金の設置を求めているが、その対象は自治体（詳細は問 57 を参照。）であり、民間事業者は対象としていない。

問 54 管理基金事業について（売電収入の使途）

- 実施要領第 3 の 2 に定める管理基金事業については、GND 基金事業で導入した再生可能エネルギー発電設備等に対する維持管理、更新に係る事業を優先して実施すべきと示しているがその趣旨は、GND 基金事業により導入した設備からの売電収入であるため、優先的に GND 基金事業で導入した再生可能エネルギー発電設備等に関する維持管理、更新に充てていただくことを目的とするものである。

問 55 管理基金（売電収入の管理基金）を造成する必要がある自治体について

- GND 基金事業で導入した再生可能エネルギー発電設備から生じた余剰電力を売電する場合において、管理基金を造成する必要がある自治体は、以下のとおり。
 - ①GND 基金事業の交付対象である都道府県等
 - ②都道府県等から GND 基金を元に補助金の交付を受けた市町村及び一部事務組合、広域連合。

問 56 GND 基金に自治体の単独費を上積みした場合の設備導入について

- 自治体の単独費を上積みして再生可能エネルギー発電設備を導入した場合は、GND 基金事業による導入設備のみの事業効果を明確に区分しなければならない。
- なお、GND 基金事業は災害時の防災拠点等に必要最低限の電力を供給することを目的とした事業であることから、自治体の単独費を上積みして再生可能エネルギー発電設備を過大に増設することは認められない。

問 57 地中熱ヒートポンプ導入時の補助対象範囲について

- 地中熱ヒートポンプについては、配管については GND 基金事業の対象となるが、配管から続く空調設備等については対象外となる。
- ただし、問 28 に例示する高効率空調に当てはまる場合は補助対象となる。

問 58 設計と工事の別年度実施について

- GND 基金事業では設計と工事を別年度に実施しても構わない。

問 59 事業個票の作成について

- 都道府県等において、当該年度に着手予定の個別事業及び当該年度前年までに設置が完了した個別事業について、事業概要を記載した「事業個票」（各年度計画書（様式第 2 号）の別紙 8）を作成しなければならない。
- 事業個票の内容について、当該年度に着手予定の個別事業については事業計画段階の情報（写真を含む）を基に記述し、当該年度前年までに設置が完了した事業については事業実施内容を反映した情報（写真含む）を基に記述することとする。
- 事業個票は、事業終了後における実績報告書（実施要領様式第 9 号）の提出時に併せて提出しなければならない。（各年度計画書の様式そのままを使用する。）

問 60 可搬式蓄電池について

- GND 基金事業では、施設等に附属しない可搬式蓄電池は対象外である。ただし、可搬式蓄電池であっても、可動部分を外し固定する場合には対象となる。

問 61 薪ストーブ及びバイオマスストーブについて

- 両方とも GND 基金事業の対象であるが、平成 25 年度に実施の財務省予算執行調査において稼働率含めた費用対効果の面で指摘された設備であることから、導入に当たっては、この点を踏まえて必要性を検討されたい。

問 62 エネファームについて

- 系統電源が遮断された際に自立稼働ができるシステムであるとともに、ガスインフラの断絶への対策措置が取られているのであれば対象となる。

問 63 街路灯・道路灯について

（避難所敷地内の通路への設置、避難所に繋がる広場への設置は対象外か）

- 街路灯・道路灯の導入範囲は「避難所に通じる道路」と限定している。
一方、「公共施設等」には公園も含まれることから、例えば、広い敷地の公園（防災拠点等）であり、敷地内の建物へ誘導するための道に自立分散型の再エネ設備を導入するという形で街路灯の導入は可能である。
また、広場が指定避難所（防災拠点等）の一部の場合は、指定避難所（防災拠点等）への再エネ設備の導入という位置付けで導入しても構わない。
ただし、いずれもその設置範囲・規模については対外的にも合理的に説明できるように整理する必要がある。

問 64 街路灯・道路灯の災害時の機能維持について

- 再生可能エネルギーと蓄電池を併設した街路灯・道路灯が必要とされる災害には様々

なものが想定され、その全てに対応しうる設備が望ましいところであるが、事業計画に想定する災害における被災想定を勘案し、少なくとも当該災害に耐えうる機能が発揮できる仕様とする必要がある。

- そのうち、浸水被害を想定した事業計画である場合、それに耐えうる高度については、「浸水想定区域図」「土砂災害ハザードマップ」「地震・津波ハザードマップ」等に基づき、災害発生時にも浸水しない場所や製品（バッテリー一部分が想定浸水高度よりも上部にある製品等）を選定されたい。

※下線については、平成 27 年度以降の各年度計画書で記載する事業（平成 27 年度から開始する事業）から適用する。

問 65 高効率空調の定義について

- 再生可能エネルギーの付帯設備となる高効率空調については、再生可能エネルギー発電設備からの電力等を効率的に活用できる空調機器および付帯設備を対象としている。
- 高効率空調の対象となる機器は、環境省としては個別に判断基準を設けていない。
よって、都道府県等において高効率空調の基準を設けていただき、省エネ効果のある機器を導入されたい。

参考として、『「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号）」に基づく、導入年度に省エネ基準達成率 100%を達成している、省エネラベルが付けられた機器』等があるが、この基準ではカバーできない高効率空調もあることから、都道府県等の設定基準を制約することはしない。

問 66 太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事の対象範囲について

- 屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事については、必要最小限の範囲以外は対象外とする。
- 必要最小限の範囲については、鉄骨材（架台支持材）の一定の周囲部分とする。（周囲部分の考え方については、工事の内容により異なるもので一概に示すことは不可能であるが、これまでの会計検査において約 50cm 程度認められた例もある。※あくまでも根拠が必要である。）

問 67 事業計画書等作成の際の事業番号採番について

- 各 GND 基金事業の事業番号については、以下のルールによって採番するものとする。

（自治体コード）－（事業開始年度）－（事業種別）－（事業番号）

5 桁 2 桁 1 桁 3 桁

・自治体コード：（例）北海道 01000 函館市 01202

※基金運営主体から市町村へ補助金を交付した場合、実施主体となる市町村の自治体

コードを用いる。

- ・事業開始年度：和暦を用いる。（※同一の事業について複数年度に渡る場合も同じ事業番号を採用する。）

（例）平成 26 年度（単年度事業） 26
平成 26～27 年度事業 26

- ・事業種別：以下の 1 桁のコード

地域資源活用詳細調査事業 1
公共施設再生可能エネルギー等導入事業 2
民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業 3
風力・地熱発電事業等導入支援事業 4

- ・事業番号：自治体コード・事業開始年度・事業種別の全てが同一コードの事業毎に 001 から連番を付す。

（採番例）01000-26-2-001

北海道で 26 年度から開始する公共施設再生可能エネルギー等導入事業のことを表す。

- 複数年度に渡って GND 基金を交付されている自治体の場合には、同じ事業番号が発生し混同する事は好ましくないため、事業No.の頭には「26 (=平成 26 年度)」と付すこと。
- 上記の例の場合における事業番号については「26-01000-26-2-001」となる。
- 事業計画書の個別事業には、上述の末尾 3 桁の事業番号を 1 事業に 1 つ当て（連番する）、重複しないようにすること。なお、事業の中止・廃止の場合であっても、当該個別事業の記載を削除せずに残し、当該個別事業の中止や廃止が分るように注記すること。
- 翌年度の各年度計画書の記載の際には、前年度の個別事業の下に、当該年度の新規の個別事業を追記すること。

問 68 蓄電池の耐震対策について

- 蓄電池は、地震時に移動又は転倒して破損する恐れがあることから、地震時の際にも機能維持を確保するための対策を講じる必要がある。
- 蓄電池の設置に当たっては「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（建設大臣官房官庁営繕部監修）、「建築設備耐震設計・施工指針」（国土交通省国土技術政策総合研究所監修）等に基づき、耐震設計計算を行った上で実施されたい。
- 蓄電池の耐震性を確保した設置に関しては、環境省からガイドラインを示すことから、平成 27 年度以降に設置するものについては、本ガイドラインに基づき設置する必要がある。なお、平成 27 年度以前に設置された蓄電池について、その施工（固定）方法が耐震性を確保したものではないことが判明した場合は、手直し工事等の是正措置を求めるとする。

問 69 蓄電池の更新について

(今後、太陽光パネルの耐用年数までの間に蓄電池の耐用年数が経過した場合は、その都度、自費で更新する必要があるのか。)

- GND 基金事業では、系統からの電力供給が遮断された場合においても、必要な機能を維持するために自立分散型の再エネシステムの導入を推進しており、そのために公共施設への導入に関しては補助率を定額として支援してきたところである。

いつどこで発生するか予断を許さない大規模災害に対して、万全の策を講じることは国・地方共通の責務であると考えことから、GND 基金事業をきっかけにして導入した自立分散型の再エネシステムを維持するためには、現時点では太陽光パネルの法定耐用年数に合わせた蓄電池のリプレースを自費等でお願ひするところである。

なお、今後の蓄電池のリプレースの際には、そのリプレース方法は各自治体の判断に委ねることから、その際は、例えば電気自動車を蓄電池の代用とするV2Hシステム (Vehicle To Home) の構築 (※太陽光発電と連携したV2Hシステムの構築) も有効な手段と考えている。